

証券コード 6088  
2022年6月24日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
株式会社シグマクシス・ホールディングス  
代表取締役社長 富村 隆一

## 第14期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第14期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第14期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第14期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 定款一部変更の件  
原案どおり承認可決されました。定款変更の内容は後述のとおりであります。

**第2号議案** 資本金の額の減少の件  
原案どおり承認可決され、資本金の額4,626,881,624円のうち1,626,881,624円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を3,000,000,000円といたします。  
なお、資本金の額の減少が効力を生ずる日は2022年7月29日（予定）であります。

**第3号議案** 資本準備金の額の減少の件  
原案どおり承認可決され、資本準備金の額2,876,881,624円のうち1,626,881,624円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を1,250,000,000円といたします。  
なお、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日は2022年7月29日（予定）であります。

**第4号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件

原案どおり承認可決され、取締役(監査等委員である取締役を除く)に倉重英樹、富村隆一、田端信也、内山その、山本麻記子の各氏が再選され重任し、新たに太田寛、柴沼俊一、大久保丈二、近藤秀一、山口浩明の各氏が選任され就任いたしました。

なお、大久保丈二、近藤秀一、山口浩明、山本麻記子の各氏は、社外取締役であります。

**第5号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役に角南文夫、畑伸郎の各氏が再選され重任し、新たに網谷充弘氏が選任され就任いたしました。

なお、角南文夫、畑伸郎、網谷充弘の各氏は、社外取締役であります。

**第6号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

原案どおり承認可決され、小見山満氏は、補欠の監査等委員である取締役として選任されました。

以上

**定款変更内容**

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前定款	変更後定款
<p><u>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。)に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第15条 (電子提供措置等)</u></p> <p>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
(新 設)	<p data-bbox="810 347 1077 376"><u>第 38 条 (効力発生日等)</u></p> <p data-bbox="810 398 1409 663">1. <u>変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第 15 条(電子提供措置等)の新設</u> は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という。)</u> から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="810 685 1409 853">2. <u>前項の規定に関わらず、施行日から 6 箇月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="810 875 1409 999">3. <u>本条第 1 項から第 3 項は、施行日から 6 箇月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 箇月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上